

# 議 案 書

平成 3 0 年 1 2 月

第 6 回 定 例 会

松 山 市

## 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 85	平成30年度松山市一般会計補正予算（第6号）		1
86	平成30年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）		5
87	平成30年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		7
88	平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		9
89	平成30年度松山市簡易水道事業会計補正予算（第2号）		11
90	平成30年度松山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		13
91	松山市職員給与条例等の一部改正について		15
92	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		39
93	平成30年度松山市一般会計補正予算（第7号）		41
94	平成30年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		51
95	平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		53
96	平成30年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）		55
97	平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）		57
98	松山市下水道事業受益者負担に関する条例及び松山市下水道条例の一部改正について		59
99	松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について		61
100	松山市民会館に係る指定管理者の指定について		67
101	松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について		69
102	松山中央公園に係る指定管理者の指定について		71
103	松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について		73
104	別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について		75
105	北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について		77
106	松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について		79
107	松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について		81
108	松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について		83
109	松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について		85
110	松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について		87
111	松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について		89
112	松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について		91

1 1 3	松山市軽費老人ホーム恵原荘に係る指定管理者の指定について		9 3
1 1 4	松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について		9 5
1 1 5	松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について		9 7
1 1 6	松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について		9 9
1 1 7	松山市道の駅に係る指定管理者の指定について		1 0 1
1 1 8	工事請負契約の締結について（中央公園マドンナスタジアムグラウンド改修工事）		1 0 3
1 1 9	工事請負契約の締結について（重要文化財道後温泉本館神の湯本館ほか3棟保存修理その他工事）		1 0 5
1 2 0	市道路線の認定について		1 0 7

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		



議案第 85 号

平成 30 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 31, 115 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186, 761, 602 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,702,000 千円	△ 31,000 千円	63,671,000 千円
	1 市民税	28,619,000	△ 31,000	28,588,000
21 諸収入		4,396,266	△ 115	4,396,151
	4 雑入	1,830,173	△ 115	1,830,058
歳入	合計	186,792,717	△ 31,115	186,761,602

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		821,225 千円	6,020 千円	827,245 千円
	1 議会費	821,225	6,020	827,245
2 総務費		14,109,314	99,976	14,209,290
	1 総務管理費	10,982,151	76,144	11,058,295
	2 徴税費	1,731,126	23,654	1,754,780
	3 戸籍住民基本台帳費	655,762	△ 4,514	651,248
	4 選挙費	582,445	2,652	585,097
	5 統計調査費	48,291	157	48,448
	6 監査委員費	109,539	1,883	111,422

3	民生費		89,568,556	△ 104,917	89,463,639
	1	社会福祉費	36,782,949	20,945	36,803,894
	2	児童福祉費	29,062,303	△ 79,881	28,982,422
	3	生活保護費	23,303,399	△ 45,981	23,257,418
4	衛生費		16,862,572	△ 73,291	16,789,281
	1	保健衛生費	2,750,505	△ 13,019	2,737,486
	2	保健所費	5,792,314	△ 22,456	5,769,858
	3	清掃費	8,319,753	△ 37,816	8,281,937
6	農林水産業費		2,751,625	43,959	2,795,584
	1	農業費	1,246,325	13,550	1,259,875
	2	農業土木費	872,322	37,026	909,348
	4	水産業費	489,462	△ 6,617	482,845
7	商工費		5,203,831	7,060	5,210,891
	1	商工費	4,024,598	2,476	4,027,074
	2	観光費	1,179,233	4,584	1,183,817
8	土木費		18,853,829	△ 79,951	18,773,878
	1	土木管理費	988,308	△ 7,142	981,166
	2	道路橋梁費	2,641,438	△ 20,660	2,620,778
	3	河川費	1,285,719	△ 28,341	1,257,378
	4	港湾費	356,808	16,295	373,103

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	10,098,859 千円	△ 26,629 千円	10,072,230 千円
	6 住宅費	2,822,112	△ 5,233	2,816,879
	7 公園緑地費	660,585	△ 8,241	652,344
9 消防費		4,779,102	44,243	4,823,345
	1 消防費	4,779,102	44,243	4,823,345
10 教育費		11,511,664	25,786	11,537,450
	1 教育総務費	1,776,537	△ 5,248	1,771,289
	2 小学校費	1,724,777	△ 1,558	1,723,219
	4 幼稚園費	599,780	△ 14,057	585,723
	5 社会教育費	2,243,930	10,791	2,254,721
	6 保健体育費	4,210,046	35,858	4,245,904
歳出	合計	186,792,717	△ 31,115	186,761,602



議案第 86 号

平成 30 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,942 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

17,628,142 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		281,906 千円	1,942 千円	283,848 千円
	1 雑入	281,906	1,942	283,848
歳入	合計	17,626,200	1,942	17,628,142

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		17,298,496 千円	1,942 千円	17,300,438 千円
	1 開催費	17,298,496	1,942	17,300,438
歳出	合計	17,626,200	1,942	17,628,142

議案第 87 号

平成 30 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,853 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,521,853 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		5,165,108 千円	21,853 千円	5,186,961 千円
	1 一般会計繰入金	5,165,108	21,853	5,186,961
歳入	合計	52,500,000	21,853	52,521,853

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		672,366 千円	21,853 千円	694,219 千円
	1 総務管理費	394,303	21,853	416,156
歳出	合計	52,500,000	21,853	52,521,853

議案第 88 号

平成 30 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 873 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48, 530, 700 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		10,139,455 千円	1,121 千円	10,140,576 千円
	1 介護保険料	10,139,455	1,121	10,140,576
3 国庫支出金		11,738,019	1,876	11,739,895
	2 国庫補助金	3,415,223	1,876	3,417,099
5 県支出金		6,662,170	938	6,663,108
	2 県補助金	352,494	938	353,432
6 繰入金		7,281,136	938	7,282,074
	1 一般会計繰入金	7,081,136	938	7,082,074
歳入	合計	48,525,827	4,873	48,530,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		2,540,151 千円	4,873 千円	2,545,024 千円
	1 地域支援事業費	2,540,151	4,873	2,545,024
歳出	合計	48,525,827	4,873	48,530,700

議案第 89 号

平成 30 年度松山市簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成 30 年度松山市簡易水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第 2 条 平成 30 年度松山市簡易水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
第 1 款 中島地区簡易水道事業費用	339,530 千円	55 千円	339,585 千円
第 1 項 営 業 費 用	288,750 千円	55 千円	288,805 千円

支 出

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,680 千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,980 千円、繰越利益剰余金処分額 1,486 千円、過年度分損益勘定留保資金 100,214 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,695 千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,980 千円、繰越利益剰余金処分額 1,431 千円、過年度分損益勘定留保資金 100,284 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
第 1 款 中島地区簡易水道資本的支出	151,190千円	15千円	151,205千円
第 1 項 簡易水道建設改良費	106,340千円	15千円	106,355千円

支 出

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 4 条 予算第 9 条第 1 号中「36,020 千円」を「36,090 千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第 5 条 予算第 11 条本文中「1,486 千円」を「1,431 千円」に改め、同条第 1 号中「1,486 千円」を「1,431 千円」に改める。

平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁



議案第90号

平成30年度松山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度松山市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成30年度松山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額886,280千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,484千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,268千円、繰越利益剰余金処分額462,390千円、過年度分損益勘定留保資金371,138千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額888,280千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,484千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,268千円、繰越利益剰余金処分額462,390千円、過年度分損益勘定留保資金373,138千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	1,316,340千円	2,000千円	1,318,340千円
第1項	工業用水道建設改良費	1,243,950千円	2,000千円	1,245,950千円

支 出

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条第1号中「100,160千円」を「102,160千円」に改める。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例等の一部改正について

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第27条の3第1項第1号中「308,300円」を「308,800円」に改める。

第29条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第29条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1号から別表第5号までを次のように改める。

別表第1号から別表第5号まで(別紙1のとおり)

第2条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「,6月に支給する場合には100分の122.5,12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第29条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（別紙２のとおり）

（松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「３７３，０００円」を「３７４，０００円」に、「４２１，０００円」を「４２２，０００円」に、「４７１，０００円」を「４７２，０００円」に、「５３２，０００円」を「５３３，０００円」に、「６０７，０００円」を「６０８，０００円」に改める。

第８条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１７０」に改める。

第５条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「，６月に支給する場合には１００分の１２２．５，１２月に支給する場合には１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１７０」を「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」に改める。

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第５条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。
- 第１条の規定による改正後の松山市職員給与条例（以下この項及び第４項において「改正後の給与条例」という。）第２７条の３第１項第１号及び別表第１号から別表第５号までの規定、第３条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（第４項において「改正後の単労条例」という。）別表の規定並びに第４条の規定による改正後の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）第７条第１項の表の規定は平成３０年４月１日から、改正後の給与条例第２９条第２項第１号及び第２号並びに改正後の任期付職員条例第８条第２項の規定は同年１２月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 平成３０年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準じる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例，改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の松山市職員給与条例，第3条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例又は第4条の規定による改正前の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ改正後の給与条例，改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が規則で定める。

(提案理由)

本市職員の給与を改定するため，本案を提出する。

(別紙1)  
別表第1号(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	144,100	199,300	230,700	274,900	305,000	345,500	383,800	406,800	456,300
	2	145,200	200,700	232,500	276,700	306,900	347,500	385,600	408,600	458,500
	3	146,400	202,000	234,300	278,300	308,800	349,500	387,500	410,700	460,800
	4	147,500	203,300	235,900	280,000	310,800	351,400	389,400	413,000	463,100
	5	148,600	204,600	237,600	281,800	312,700	353,100	391,300	415,000	465,400
	6	149,700	206,000	239,300	283,600	314,500	355,100	393,300	417,200	467,900
	7	150,800	207,200	241,000	285,500	316,300	357,000	395,200	419,400	470,200
	8	151,900	208,600	242,500	287,500	318,200	358,900	397,300	421,600	472,700
	9	153,000	209,900	244,100	289,300	319,800	360,700	399,200	423,800	475,100
	10	154,400	211,400	245,600	291,300	321,800	362,600	401,200	425,900	477,600
	11	155,700	212,900	247,000	293,200	323,600	364,500	403,300	428,000	480,000
	12	157,000	214,400	248,600	294,900	325,700	366,400	405,200	430,100	482,500
	13	158,300	215,900	249,900	296,700	327,400	368,200	407,200	432,100	484,800
	14	159,800	217,600	251,200	298,800	329,500	370,200	409,000	433,900	487,000
	15	161,300	219,300	252,600	300,800	331,400	372,300	410,900	435,900	489,200
	16	162,800	220,900	253,700	302,900	333,500	374,200	412,800	437,900	491,400
	17	164,200	222,400	254,700	304,700	335,800	375,900	414,900	439,900	493,000
	18	165,700	224,100	255,600	306,700	337,900	378,000	416,800	441,600	494,500
	19	167,200	225,900	256,800	308,600	339,800	379,900	418,600	443,200	496,000
	20	168,700	227,500	258,100	310,500	341,900	382,100	420,500	444,900	497,500
	21	170,100	229,400	259,400	312,400	343,700	384,100	422,100	446,700	499,100
	22	172,800	231,200	260,900	314,100	345,700	385,900	423,900	448,400	500,500
	23	175,400	233,000	262,500	316,000	347,500	387,100	425,700	450,200	501,900
	24	178,000	234,500	264,000	317,600	349,300	388,500	427,500	452,000	503,300
	25	180,700	236,000	265,500	319,200	351,400	389,900	428,700	453,800	504,500
	26	183,500	237,500	267,200	321,200	353,200	391,400	430,200	455,500	505,700
	27	186,200	239,100	269,000	323,200	355,100	392,700	431,800	457,100	506,900
	28	188,900	240,600	270,700	325,100	357,000	394,200	433,200	458,800	508,100
	29	191,600	241,800	272,400	326,700	358,900	395,600	434,600	460,200	509,000
	30	193,100	243,100	274,100	328,800	361,000	397,100	435,800	461,600	509,800
	31	194,600	244,300	275,800	331,000	363,000	398,600	437,200	462,900	510,800
	32	196,000	245,300	277,600	333,100	364,900	400,000	438,600	464,400	511,800
	33	197,300	246,400	279,400	335,400	366,400	401,400	439,900	465,900	512,800
	34	198,800	247,600	281,000	337,500	368,000	402,600	441,300	467,100	513,200
	35	200,300	248,700	282,800	339,600	369,600	403,700	442,700	468,600	513,700
	36	201,700	249,900	284,600	341,800	371,200	404,700	444,000	470,200	514,300
	37	203,100	251,100	286,500	343,600	372,700	405,500	445,200	471,700	514,900

3 8	204, 400	252, 600	288, 200	345, 600	373, 900	406, 700	446, 500	473, 200	515, 300
3 9	205, 800	254, 000	289, 900	347, 500	375, 100	407, 900	447, 800	474, 600	516, 000
4 0	207, 200	255, 500	291, 700	349, 300	376, 500	409, 100	449, 200	475, 900	516, 700
4 1	208, 600	257, 000	293, 400	351, 400	377, 900	410, 400	450, 600	477, 300	517, 400
4 2	209, 900	258, 400	295, 100	353, 200	379, 100	411, 900	452, 000	478, 300	
4 3	211, 300	259, 800	297, 000	355, 100	380, 200	413, 500	453, 600	479, 200	
4 4	212, 700	261, 300	298, 700	357, 000	381, 300	415, 100	455, 000	480, 100	
4 5	214, 100	262, 900	300, 500	358, 900	382, 400	416, 600	456, 200	481, 000	
4 6	215, 600	264, 300	302, 100	361, 000	383, 400	417, 900	457, 600	482, 000	
4 7	216, 900	266, 100	303, 700	363, 000	384, 300	419, 300	459, 000	483, 000	
4 8	218, 200	267, 900	305, 400	364, 900	385, 200	420, 600	460, 300	484, 000	
4 9	219, 500	269, 600	307, 000	366, 400	386, 100	421, 900	461, 300	484, 900	
5 0	220, 800	271, 500	308, 400	368, 000	387, 000	423, 100	462, 300	485, 800	
5 1	222, 100	273, 300	310, 200	369, 600	387, 900	424, 300	463, 200	486, 700	
5 2	223, 200	274, 900	312, 100	371, 200	388, 800	425, 500	464, 100	487, 400	
5 3	224, 300	276, 400	313, 800	372, 700	389, 500	426, 600	464, 900	488, 100	
5 4	225, 400	278, 100	315, 700	373, 900	390, 400	427, 700	465, 600		
5 5	226, 600	279, 900	317, 500	375, 100	391, 400	429, 000	466, 300		
5 6	227, 800	281, 500	319, 400	376, 400	392, 400	430, 200	467, 000		
5 7	229, 100	282, 900	321, 000	377, 800	393, 200	431, 500	467, 700		
5 8	230, 400	284, 500	322, 800	379, 000	394, 100	432, 500			
5 9	231, 800	286, 100	324, 400	380, 100	394, 900	433, 600			
6 0	233, 100	287, 600	326, 000	381, 100	395, 800	434, 700			
6 1	234, 400	288, 900	327, 300	382, 100	396, 500	435, 600			
6 2	236, 000	289, 800	328, 600	383, 000	397, 300	436, 700			
6 3	237, 400	290, 700	330, 300	383, 900	398, 100	437, 700			
6 4	239, 000	291, 400	332, 100	384, 800	398, 800	438, 800			
6 5	240, 300	292, 200	333, 700	385, 600	399, 500	439, 700			
6 6	241, 200	292, 900	335, 300	386, 400	400, 400				
6 7	242, 300	293, 600	336, 900	387, 300	401, 200				
6 8	243, 400	294, 300	338, 600	388, 100	402, 000				
6 9	244, 600	294, 900	340, 200	388, 800	402, 900				
7 0	245, 400	295, 600	341, 100	389, 700	403, 900				
7 1	246, 100	296, 300	342, 000	390, 700	405, 000				
7 2	246, 800	297, 000	342, 900	391, 600	406, 100				
7 3	247, 600	297, 600	343, 800	392, 500	406, 800				
7 4		298, 100	344, 700	393, 500	407, 900				
7 5		298, 600	345, 600	394, 400	408, 900				
7 6		299, 100	346, 300	395, 300	409, 900				
7 7		299, 600	347, 000	396, 100	410, 800				
7 8		300, 100	347, 600	396, 800	411, 800				
7 9		300, 600	348, 100	397, 400	412, 800				

8 0	301,000	348,700	398,000	413,700					
8 1	301,400	349,200	398,600	414,700					
8 2	301,700	349,800	398,800						
8 3	302,000	350,300	399,000						
8 4	302,400	350,800	399,200						
8 5	302,800	351,200	399,400						
8 6	303,100	351,600	399,600						
8 7	303,400	352,000	399,800						
8 8	303,800	352,400	400,000						
8 9	304,200	352,800	400,200						
9 0		353,300							
9 1		353,600							
9 2		354,100							
9 3		354,600							
9 4		355,100							
9 5		355,600							
9 6		356,100							
9 7		356,600							
9 8		357,200							
9 9		357,800							
1 0 0		358,300							
1 0 1		358,700							
1 0 2		359,100							
1 0 3		359,500							
1 0 4		359,900							
1 0 5		360,300							
再任用職員	187,700	215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない職員に適用する。



別表第2号(第5条関係)

## 消防職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	163,300	242,400	272,700	310,700	346,300	384,500	406,800	456,300
	2	165,000	243,800	274,600	312,600	348,400	386,400	408,600	458,500
	3	166,700	245,100	276,500	314,400	350,400	388,400	410,700	460,800
	4	168,400	246,400	278,300	316,200	352,200	390,400	413,000	463,100
	5	170,000	247,600	280,200	318,000	354,100	392,400	415,000	465,400
	6	172,300	248,800	281,900	320,000	356,000	394,400	417,200	467,900
	7	174,700	250,000	283,700	322,100	358,000	396,400	419,400	470,200
	8	177,000	251,200	285,600	323,900	359,800	398,400	421,600	472,700
	9	179,200	252,500	287,500	325,700	361,700	400,700	423,800	475,100
	10	180,600	253,500	289,400	327,500	363,600	402,700	425,900	477,600
	11	182,000	254,400	291,400	329,500	365,500	404,700	428,000	480,000
	12	183,400	255,200	293,300	331,200	367,300	406,600	430,100	482,500
	13	184,800	256,100	295,100	333,000	369,200	408,500	432,100	484,800
	14	186,000	257,300	297,100	334,900	371,300	410,300	433,900	487,000
	15	187,300	258,500	299,100	336,700	373,200	412,100	435,900	489,200
	16	188,500	259,900	301,100	338,400	375,100	414,000	437,900	491,400
	17	189,900	261,300	303,000	340,000	377,100	415,800	439,900	493,000
	18	191,200	262,600	304,900	341,800	379,000	417,400	441,600	494,500
	19	192,600	263,800	306,800	343,700	380,900	419,000	443,200	496,000
	20	194,000	265,200	308,600	345,500	382,800	420,700	444,900	497,500
	21	195,300	266,800	310,400	347,100	384,600	422,400	446,700	499,100
	22	196,800	268,600	312,300	348,700	386,000	423,900	448,400	500,500
	23	198,200	270,300	314,000	350,400	387,300	425,500	450,200	501,900
	24	199,700	272,000	315,900	351,900	388,700	427,000	452,000	503,300
	25	201,300	273,500	317,400	353,400	390,000	428,300	453,800	504,500
	26	203,500	275,100	319,400	355,000	391,400	429,600	455,500	505,700
	27	205,700	276,800	321,500	356,400	392,800	430,900	457,100	506,900
	28	207,700	278,500	323,400	357,800	394,200	432,100	458,800	508,100
	29	210,000	280,100	325,100	359,100	395,500	433,400	460,200	509,000
	30	211,600	281,700	326,800	360,400	396,900	434,400	461,600	509,800
	31	213,200	283,300	328,800	361,600	398,300	435,400	462,900	510,800
	32	214,800	285,100	330,800	362,900	399,700	436,400	464,400	511,800
	33	216,300	286,800	332,600	364,100	401,000	437,400	465,900	512,800
	34	218,000	288,500	334,500	365,300	402,000	438,500	467,100	513,200
	35	219,700	290,300	336,300	366,500	403,000	439,500	468,600	513,700
	36	221,300	292,100	338,100	367,700	403,900	440,600	470,200	514,300
	37	222,700	293,600	339,800	369,000	404,800	441,700	471,700	514,900

3 8	224, 300	295, 200	341, 700	370, 100	405, 900	442, 600	473, 200	515, 300
3 9	225, 900	297, 000	343, 600	371, 200	407, 100	443, 400	474, 600	516, 000
4 0	227, 400	298, 700	345, 400	372, 400	408, 300	444, 300	475, 900	516, 700
4 1	229, 000	300, 600	347, 100	373, 400	409, 600	445, 000	477, 300	517, 400
4 2	230, 600	302, 200	348, 700	374, 400	410, 800	445, 800	478, 300	
4 3	232, 200	303, 800	350, 400	375, 400	412, 000	446, 500	479, 200	
4 4	233, 800	305, 500	351, 900	376, 500	413, 300	447, 200	480, 100	
4 5	235, 100	307, 000	353, 400	377, 800	414, 700	448, 000	481, 000	
4 6	236, 600	308, 400	355, 000	378, 600	415, 800	448, 800	482, 000	
4 7	238, 100	310, 200	356, 400	379, 400	416, 900	449, 700	483, 000	
4 8	239, 600	312, 100	357, 800	380, 200	418, 100	450, 400	484, 000	
4 9	241, 000	313, 800	359, 100	380, 800	419, 100	451, 300	484, 900	
5 0	242, 400	315, 500	360, 400	381, 500	420, 100	452, 100	485, 800	
5 1	243, 900	317, 200	361, 600	382, 300	421, 100	453, 100	486, 700	
5 2	245, 100	319, 000	362, 900	383, 000	422, 000	454, 100	487, 400	
5 3	246, 400	320, 600	364, 100	383, 600	422, 800	455, 000	488, 100	
5 4	247, 700	322, 300	365, 300	384, 300	423, 700			
5 5	248, 800	323, 800	366, 500	384, 900	424, 600			
5 6	250, 300	325, 300	367, 700	385, 500	425, 400			
5 7	251, 700	326, 900	369, 000	386, 200	426, 100			
5 8	253, 000	328, 100	370, 100	386, 900	426, 900			
5 9	254, 300	329, 600	371, 200	387, 600	427, 600			
6 0	255, 800	331, 300	372, 400	388, 200	428, 500			
6 1	257, 200	333, 000	373, 400	388, 900	429, 400			
6 2	258, 600	334, 600	374, 400	389, 600	430, 200			
6 3	260, 100	336, 200	375, 400	390, 500	431, 100			
6 4	261, 600	337, 900	376, 400	391, 500	432, 000			
6 5	263, 300	339, 500	377, 700	392, 300	432, 800			
6 6	264, 700	340, 600	378, 500	393, 100	433, 700			
6 7	266, 500	341, 600	379, 300	393, 900	434, 600			
6 8	268, 300	342, 600	380, 100	394, 600	435, 400			
6 9	270, 100	343, 500	380, 600	395, 300	436, 300			
7 0	271, 900	344, 300	381, 300	396, 100	437, 100			
7 1	273, 800	345, 100	382, 000	396, 900	438, 000			
7 2	275, 300	345, 900	382, 600	397, 700	438, 900			
7 3	276, 800	346, 500	383, 200	398, 500	439, 700			
7 4	278, 400	347, 100	383, 900	399, 200				
7 5	280, 100	347, 800	384, 500	400, 100				
7 6	281, 600	348, 300	385, 100	400, 900				
7 7	283, 200	348, 800	385, 700	401, 600				
7 8	284, 700	349, 400	386, 300	402, 500				
7 9	286, 100	349, 800	387, 000	403, 500				

8 0	287,600	350,300	387,600	404,500					
8 1	289,000	350,800	388,100	405,500					
8 2	290,100	351,300	388,900	406,500					
8 3	291,100	351,700	389,800	407,500					
8 4	292,100	352,100	390,800	408,600					
8 5	293,100	352,400	391,500	409,600					
8 6	294,000	352,900	392,400	410,400					
8 7	294,900	353,400	393,300	411,200					
8 8	295,800	353,800	394,100	411,900					
8 9	296,700	354,200	394,800	412,400					
9 0	297,300	354,800	395,600	413,000					
9 1	297,900	355,300	396,500	413,500					
9 2	298,500	356,000	397,100	414,000					
9 3	299,200	356,600	397,500	414,700					
9 4	299,800	357,200	398,200						
9 5	300,400	357,800	399,000						
9 6	300,900	358,300	399,700						
9 7	301,300	358,700	400,200						
9 8	301,600	359,100							
9 9	302,000	359,500							
1 0 0	302,400	359,900							
1 0 1	302,800	360,300							
1 0 2	303,100								
1 0 3	303,500								
1 0 4	303,900								
1 0 5	304,200								
再任用職員		215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 別表第3号 (第5条関係)

## 医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職 員以外の 職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700

3 9	366,200	432,400	486,600	545,100
4 0	368,400	434,400	488,400	546,700
4 1	370,700	436,200	490,100	548,200
4 2	372,100	438,000	491,900	549,600
4 3	373,600	439,700	493,700	551,000
4 4	375,000	441,500	495,500	552,300
4 5	376,200	443,300	497,100	553,500
4 6	377,600	445,100	498,800	554,500
4 7	379,100	446,900	500,600	555,500
4 8	380,600	448,600	502,400	556,500
4 9	381,700	450,400	504,000	557,500
5 0	382,700	452,100	505,300	558,400
5 1	383,700	453,900	506,600	559,300
5 2	384,500	455,700	507,900	560,200
5 3	385,400	457,600	508,900	561,000
5 4	386,300	458,800	510,200	561,900
5 5	387,000	460,000	511,500	562,800
5 6	387,900	461,200	512,800	563,700
5 7	388,600	462,400	513,800	564,600
5 8	389,500	463,400	514,600	565,500
5 9	390,300	464,400	515,400	566,400
6 0	391,100	465,400	516,200	567,100
6 1	391,600	466,200	517,100	568,000
6 2	392,100	466,900	517,900	568,900
6 3	392,500	467,600	518,800	569,800
6 4	393,000	468,300	519,600	570,700
6 5	393,300	469,000	520,500	571,600
6 6		469,700	521,400	
6 7		470,400	522,100	
6 8		471,000	523,000	
6 9		471,300	523,900	
7 0		472,000	524,700	
7 1		472,700	525,600	
7 2		473,400	526,500	
7 3		473,800	527,300	
7 4		474,400	528,200	
7 5		475,100	529,100	
7 6		475,800	529,800	
7 7		476,200	530,600	
7 8		476,800	531,500	
7 9		477,400	532,400	
8 0		477,900	533,300	

	8 1		478,500	534,100	
	8 2		479,000	535,000	
	8 3		479,500	535,900	
	8 4		480,000	536,800	
	8 5		480,400	537,600	
	8 6		481,000	538,500	
	8 7		481,400	539,400	
	8 8		481,900	540,300	
	8 9		482,400	541,100	
	9 0		483,000		
	9 1		483,600		
	9 2		484,000		
	9 3		484,500		
	9 4		485,100		
	9 5		485,700		
	9 6		486,300		
	9 7		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が規則で定めるものに適用する。

## 別表第4号 (第5条関係)

## 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	275,400	327,000	371,100	437,200
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	277,300	329,000	373,800	439,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	279,200	331,200	376,400	442,300
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	281,100	333,400	379,100	444,900
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	283,000	335,200	381,500	447,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	284,900	337,400	384,200	449,800
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	286,800	339,400	386,800	452,300
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	288,700	341,600	389,500	454,800
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	290,600	343,400	391,600	457,200
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	292,600	345,500	393,900	459,600
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	294,400	347,600	396,100	462,200
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	296,400	349,700	398,300	464,600
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	298,400	351,200	400,400	467,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	300,300	353,200	402,400	468,600
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	302,300	355,100	404,400	469,900
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	304,100	357,100	406,500	471,200
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	305,900	358,900	408,300	472,400
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	307,700	360,900	410,300	473,700
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	309,700	362,900	412,200	475,000
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	311,600	364,900	414,300	476,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	313,300	366,700	416,100	477,500
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	315,200	368,700	417,700	478,900
	23	186,200	221,200	251,700	278,900	316,900	370,800	419,300	480,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,800	318,800	372,900	420,800	481,500
	25	189,300	224,100	254,000	282,700	320,800	374,300	422,300	482,900
	26	190,600	225,500	255,300	284,600	322,700	376,100	423,600	484,200
	27	192,100	226,800	256,700	286,600	324,600	377,900	424,900	485,600
	28	193,500	228,100	258,200	288,500	326,500	379,600	426,200	487,000
	29	195,000	229,400	259,600	290,200	328,200	381,400	427,500	488,400
	30	196,200	230,800	261,300	292,100	330,000	382,900	428,700	489,500
	31	197,500	232,300	263,000	294,000	331,900	384,500	429,900	490,600
	32	198,800	233,700	264,600	296,000	333,900	386,200	431,000	491,700
	33	200,200	234,800	266,000	297,900	335,700	387,500	432,200	492,800
	34	201,600	236,100	267,800	299,800	337,400	388,800	433,400	493,700
	35	202,900	237,100	269,500	301,800	339,200	390,100	434,600	494,600
	36	204,300	238,400	271,200	303,400	341,100	391,300	435,800	495,500
	37	205,400	239,800	272,700	305,300	342,800	392,400	437,000	496,500

3 8	206,700	241,100	274,400	307,100	344,600	393,600	437,800
3 9	208,000	242,200	276,100	309,100	346,500	394,700	438,500
4 0	209,300	243,500	277,700	311,000	348,300	395,800	439,200
4 1	210,400	244,800	279,200	312,800	350,100	396,600	439,800
4 2	211,600	245,900	280,800	314,700	351,800	397,400	440,500
4 3	212,800	247,100	282,500	316,100	353,400	398,200	441,300
4 4	214,000	248,200	284,200	318,000	355,100	399,000	442,000
4 5	215,200	249,300	285,700	320,000	356,300	399,400	442,600
4 6	216,300	250,700	287,400	321,900	357,400	400,100	443,400
4 7	217,300	252,200	289,100	323,800	358,600	400,800	444,200
4 8	218,400	253,500	290,700	325,800	359,800	401,400	444,800
4 9	219,400	255,100	291,900	327,700	361,000	402,100	445,400
5 0	220,400	256,500	293,500	329,600	361,800	402,800	446,200
5 1	221,300	257,900	294,800	331,500	363,000	403,400	446,900
5 2	222,300	259,200	296,400	333,500	364,100	404,000	447,500
5 3	222,700	260,300	297,700	335,400	365,100	404,600	448,000
5 4	223,600	261,700	299,200	337,300	366,100	405,300	448,400
5 5	224,300	263,100	300,600	339,100	367,100	406,000	448,800
5 6	225,200	264,400	302,100	341,000	368,100	406,700	449,200
5 7	225,900	265,200	303,100	342,800	368,900	407,000	449,600
5 8	226,800	266,500	304,300	344,600	369,700	407,800	450,000
5 9	227,500	267,800	305,500	346,500	370,600	408,300	450,400
6 0	228,300	269,100	306,900	348,300	371,500	408,800	450,800
6 1	229,200	270,000	308,200	350,100	372,000	409,200	451,200
6 2	230,000	271,200	309,400	351,800	372,800	410,100	451,700
6 3	230,900	272,500	310,700	353,400	373,600	411,100	452,100
6 4	231,900	273,800	311,900	355,100	374,400	412,000	452,500
6 5	232,500	274,600	313,300	356,300	374,800	412,600	452,800
6 6	233,300	275,700	314,100	357,400	375,500	413,600	
6 7	234,100	276,600	314,900	358,600	376,200	414,500	
6 8	234,900	277,700	315,700	359,800	376,900	415,500	
6 9	235,600	278,700	316,300	361,000	377,300	416,400	
7 0	236,300	279,700	317,000	361,800	377,900	417,300	
7 1	237,000	280,800	317,700	363,000	378,600	418,200	
7 2	237,600	281,900	318,300	364,100	379,200	419,100	
7 3	238,300	282,500	319,000	365,100	379,600	420,100	
7 4	239,100	283,200	319,200	366,100	380,100	421,000	
7 5	239,900	283,700	319,800	367,100	380,600	421,700	
7 6	240,600	284,500	320,400	368,100	381,100	422,300	
7 7	241,000	285,300	321,000	368,900	381,700	422,800	
7 8	241,600	285,900	321,500	369,700	382,200	423,200	
7 9	242,200	286,500	322,000	370,600	382,800	423,600	



8 0	242, 800	287, 100	322, 500	371, 500	383, 400	424, 000		
8 1	243, 100	287, 800	323, 100	372, 100	383, 900	424, 500		
8 2	243, 500	288, 300	323, 600	372, 800	384, 400	424, 900		
8 3	243, 900	288, 700	324, 000	373, 400	384, 900	425, 300		
8 4	244, 200	289, 100	324, 500	373, 900	385, 400	425, 700		
8 5	244, 500	289, 300	325, 000	374, 200	385, 700	426, 000		
8 6		289, 500	325, 400	374, 500	386, 200			
8 7		289, 700	325, 600	374, 800	386, 600			
8 8		289, 900	326, 000	375, 100	387, 000			
8 9		290, 300	326, 400	375, 400	387, 400			
9 0		290, 500	326, 800					
9 1		290, 700	327, 200					
9 2		290, 900	327, 600					
9 3		291, 300	327, 900					
9 4		291, 500	328, 100					
9 5		291, 700	328, 500					
9 6		292, 000	328, 800					
9 7		292, 400	329, 000					
9 8		292, 700	329, 300					
9 9		292, 900	329, 600					
1 0 0		293, 200	329, 900					
1 0 1		293, 500	330, 100					
1 0 2		293, 700	330, 400					
1 0 3		293, 900	330, 800					
1 0 4		294, 200	331, 000					
1 0 5		294, 500	331, 200					
1 0 6			331, 400					
1 0 7			331, 800					
1 0 8			332, 000					
1 0 9			332, 200					
1 1 0			332, 600					
1 1 1			333, 000					
1 1 2			333, 400					
1 1 3			333, 600					
再任用職員	188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

## 別表第5号(第5条関係)

## 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	273,000	285,900	330,200	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	274,200	287,700	332,300	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	275,400	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	276,800	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	278,100	293,100	338,300	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	279,500	294,900	340,400	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	280,700	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	282,000	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	283,600	300,500	346,100	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	285,200	302,400	348,100	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	286,700	304,200	350,000	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	288,100	306,100	352,000	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	289,400	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	290,900	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	292,500	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	294,000	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	295,300	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	296,800	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	298,300	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	299,900	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	301,400	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	303,000	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	304,600	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	306,300	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	307,600	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	290,900	309,100	328,300	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	292,500	310,700	330,000	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,000	312,300	331,400	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	295,400	313,800	332,700	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	296,800	315,400	334,200	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	298,300	317,000	335,700	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	299,900	318,500	337,300	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	301,400	319,700	338,800	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,000	321,200	340,500	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	304,600	322,700	342,200	396,100	441,200
	36	219,900	245,900	280,300	306,300	324,100	343,800	397,800	442,800
	37	221,100	246,800	281,900	307,600	325,600	345,200	399,300	444,200

3 8	222,500	247,900	283,300	309,200	327,200	346,800	401,000	445,600
3 9	223,800	248,800	284,800	310,700	328,700	348,400	402,800	447,100
4 0	225,200	249,900	286,200	312,300	330,100	349,900	404,500	448,600
4 1	226,100	250,400	287,500	313,800	331,500	351,300	406,000	449,900
4 2	227,500	251,300	289,000	315,400	332,900	352,800	407,700	450,800
4 3	228,900	252,200	290,500	317,000	334,300	354,300	409,400	451,700
4 4	230,300	253,100	292,100	318,500	335,700	355,800	410,900	452,400
4 5	231,500	253,900	293,400	319,700	337,100	357,200	412,300	453,400
4 6	232,900	254,900	294,800	321,200	338,600	358,600	413,900	454,300
4 7	234,200	255,800	296,300	322,700	339,900	360,000	415,400	455,200
4 8	235,500	256,800	297,800	324,100	341,300	361,500	416,800	456,100
4 9	236,500	257,800	298,900	325,600	342,700	363,000	418,400	457,100
5 0	237,600	258,900	300,200	327,200	344,100	364,500	419,900	457,900
5 1	238,600	260,100	301,400	328,700	345,600	366,100	421,400	458,800
5 2	239,700	261,300	302,800	330,100	347,000	367,700	422,800	459,700
5 3	240,600	262,400	304,200	331,500	348,600	369,100	424,200	460,600
5 4	241,700	263,900	305,500	332,900	350,200	370,400	425,700	461,500
5 5	242,700	265,300	306,900	334,300	351,900	371,700	427,100	462,400
5 6	243,700	266,700	308,300	335,700	353,500	373,000	428,500	463,300
5 7	244,400	268,200	309,100	337,100	355,000	374,300	429,600	464,200
5 8	245,400	269,800	310,300	338,600	356,500	375,100	430,500	
5 9	246,100	271,300	311,500	339,900	358,000	376,200	431,400	
6 0	247,100	272,800	312,900	341,300	359,600	377,300	432,100	
6 1	248,000	274,200	314,000	342,700	360,900	378,400	432,900	
6 2	249,000	275,700	315,300	344,100	362,200	379,200	433,800	
6 3	249,800	277,200	316,600	345,600	363,500	380,100	434,700	
6 4	250,800	278,500	317,800	347,000	364,800	381,000	435,600	
6 5	251,700	279,900	319,100	348,600	366,100	381,800	436,500	
6 6	252,600	281,400	320,400	350,200	366,900	382,700	437,400	
6 7	253,700	282,900	321,700	351,900	368,000	383,700	438,100	
6 8	254,600	284,400	323,000	353,500	369,100	384,600	439,000	
6 9	255,400	285,500	323,700	355,000	370,200	385,500	439,700	
7 0	256,500	287,000	324,800	356,500	371,100	386,400	440,300	
7 1	257,600	288,500	325,900	358,000	371,900	387,100	441,100	
7 2	258,700	289,900	326,800	359,600	372,800	387,900	441,900	
7 3	260,100	290,900	328,100	360,900	373,500	388,700	442,600	
7 4	261,400	292,300	328,800	362,200	374,500	389,500	443,400	
7 5	262,700	293,500	329,900	363,500	375,500	390,400	444,200	
7 6	263,900	294,800	331,100	364,800	376,500	391,200	445,000	
7 7	264,900	296,200	332,200	366,100	377,400	392,000	445,900	
7 8	266,000	297,500	333,400	366,900	378,100	392,700		
7 9	267,300	298,700	334,500	368,000	378,900	393,300		

8 0	268,500	300,000	335,700	369,100	379,800	393,900
8 1	269,400	300,500	336,800	370,200	380,500	394,700
8 2	270,400	301,700	337,900	371,100	381,200	395,200
8 3	271,500	302,800	338,900	371,900	382,000	395,700
8 4	272,600	304,000	340,000	372,700	382,800	396,200
8 5	273,400	305,100	340,900	373,500	383,600	396,700
8 6	274,300	306,300	341,900	374,200	384,200	397,400
8 7	275,400	307,500	342,800	374,900	384,900	398,200
8 8	276,500	308,600	343,800	375,400	385,500	399,000
8 9	277,300	309,900	344,800	375,900	386,300	399,600
9 0	278,200	311,100	345,600		386,700	400,400
9 1	279,000	312,300	346,400		387,000	401,300
9 2	280,000	313,500	347,200		387,400	402,200
9 3	280,900	314,300	347,800		387,800	402,900
9 4	281,900	315,000	348,400		388,200	403,800
9 5	282,800	315,700	349,100		388,500	404,700
9 6	283,800	316,300	349,700		388,800	405,600
9 7	284,400	317,000	350,100		389,100	406,400
9 8	285,200	317,300	350,500		389,400	407,200
9 9	285,800	317,900	351,000		389,800	408,000
1 0 0	286,700	318,600	351,400		390,200	408,800
1 0 1	287,500	319,000	351,900		390,600	409,600
1 0 2	288,300	319,600	352,300			410,300
1 0 3	289,100	320,200	352,800			410,900
1 0 4	289,900	320,800	353,200			411,500
1 0 5	290,600	321,200	353,500			412,100
1 0 6	291,100	321,700	354,000			412,700
1 0 7	291,600	322,200	354,400			413,400
1 0 8	292,100	322,700	354,700			414,000
1 0 9	292,300	323,100	355,200			414,600
1 1 0	292,600	323,500	355,700			415,300
1 1 1	292,800	323,800	356,200			416,100
1 1 2	293,200	324,100	356,700			416,700
1 1 3	293,500	324,500	357,200			417,400
1 1 4	293,700	324,900	357,700			418,000
1 1 5	294,100	325,300	358,200			418,700
1 1 6	294,400	325,600	358,600			419,300
1 1 7	294,700	325,800	359,000			419,800
1 1 8	295,000	326,100	359,400			420,500
1 1 9	295,300	326,500	359,900			421,200
1 2 0	295,700	326,700	360,400			421,900
1 2 1	296,000	326,900	360,800			422,500

1 2 2	296,400	327,200	361,300		423,200	
1 2 3	296,700	327,500	361,800		423,800	
1 2 4	297,100	327,800	362,300		424,500	
1 2 5	297,300	328,000	362,600		425,100	
1 2 6	297,500	328,300			425,600	
1 2 7	297,800	328,700			426,100	
1 2 8	298,200	328,900			426,600	
1 2 9	298,400	329,100			427,200	
1 3 0	298,700	329,300				
1 3 1	299,100	329,700				
1 3 2	299,500	329,900				
1 3 3	299,700	330,200				
1 3 4	300,000	330,600				
1 3 5	300,400	331,000				
1 3 6	300,700	331,400				
1 3 7	300,900	331,700				
1 3 8	301,200	332,100				
1 3 9	301,600	332,500				
1 4 0	301,900	332,900				
1 4 1	302,100	333,200				
1 4 2	302,500	333,600				
1 4 3	302,900	333,900				
1 4 4	303,200	334,300				
1 4 5	303,300	334,600				
1 4 6	303,600	335,000				
1 4 7	303,900	335,400				
1 4 8	304,300	335,800				
1 4 9	304,500	336,100				
1 5 0	304,700	336,500				
1 5 1	305,000	336,900				
1 5 2	305,300	337,300				
1 5 3	305,700	337,600				
1 5 4	305,900					
1 5 5	306,100					
1 5 6	306,400					
1 5 7	306,700					
1 5 8	307,000					
1 5 9	307,300					
1 6 0	307,600					
1 6 1	308,000					
1 6 2	308,300					
1 6 3	308,600					

	1 6 4	308,900							
	1 6 5	309,300							
	1 6 6	309,600							
	1 6 7	309,900							
	1 6 8	310,200							
	1 6 9	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	280,900	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

(別紙2)  
別表(第3条関係)

特殊行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		(円)	(円)	(円)
再任用職員以外の職員	1	147,100	224,500	274,900
	2	147,900	226,000	276,700
	3	148,700	227,600	278,300
	4	149,500	229,200	280,000
	5	150,200	230,700	281,800
	6	151,300	232,400	283,600
	7	152,400	234,300	285,500
	8	153,500	236,000	287,500
	9	154,600	237,600	289,300
	10	155,800	239,300	291,300
	11	157,000	241,000	293,200
	12	158,200	242,600	294,900
	13	159,200	244,100	296,700
	14	160,400	245,600	298,800
	15	161,600	246,900	300,900
	16	162,800	248,400	303,100
	17	164,100	249,800	304,900
	18	165,500	251,000	306,900
	19	166,900	252,300	308,800
	20	168,300	253,400	310,800
	21	169,600	254,300	312,700
	22	171,500	255,300	314,500
	23	173,500	256,400	316,300
	24	175,400	257,700	318,200
	25	177,100	259,000	319,800
	26	178,500	260,400	321,800
	27	179,900	261,800	323,600
	28	181,300	263,300	325,700
	29	182,600	264,900	327,400
	30	183,800	266,600	329,500
	31	184,900	268,500	331,400
	32	186,100	270,300	333,500
	33	187,100	272,000	335,800
	34	188,100	273,700	337,900
	35	189,200	275,400	339,800
	36	190,200	277,200	341,900
	37	191,300	279,100	343,700

3 8	192, 400	280, 800	345, 700
3 9	193, 500	282, 500	347, 500
4 0	194, 600	284, 300	349, 300
4 1	195, 500	286, 000	351, 300
4 2	196, 600	287, 700	353, 200
4 3	197, 800	289, 400	355, 100
4 4	199, 000	291, 200	357, 000
4 5	200, 300	293, 000	358, 900
4 6	201, 500	294, 700	361, 000
4 7	202, 800	296, 600	363, 000
4 8	204, 100	298, 300	364, 900
4 9	205, 500	300, 200	366, 400
5 0	206, 800	301, 900	368, 000
5 1	208, 200	303, 600	369, 600
5 2	209, 500	305, 400	371, 200
5 3	210, 700	306, 800	372, 700
5 4	212, 100	308, 300	373, 900
5 5	213, 500	310, 000	375, 100
5 6	214, 900	311, 900	376, 500
5 7	216, 400	313, 700	377, 900
5 8	218, 000	315, 500	379, 100
5 9	219, 500	317, 200	380, 200
6 0	221, 100	319, 000	381, 300
6 1	222, 200	320, 600	382, 400
6 2	223, 400	322, 400	383, 400
6 3	224, 800	324, 000	384, 300
6 4	226, 300	325, 600	385, 200
6 5	227, 700	327, 100	386, 100
6 6	229, 100	328, 500	387, 000
6 7	230, 700	330, 000	387, 900
6 8	232, 000	331, 800	388, 800
6 9	233, 200	333, 300	389, 500
7 0	234, 800	335, 200	390, 400
7 1	236, 200	337, 000	391, 400
7 2	237, 700	338, 800	392, 400
7 3	239, 000	340, 200	393, 200
7 4	240, 400	341, 400	394, 100
7 5	241, 700	342, 500	394, 900
7 6	243, 100	343, 600	395, 800
7 7	244, 600	344, 500	396, 500
7 8	245, 900	345, 600	397, 300
7 9	247, 100	346, 300	398, 100



8 0	248,100	347,400	398,800
8 1	249,200	348,200	399,500
8 2	250,400	349,100	400,400
8 3	251,400	349,800	401,200
8 4	252,600	350,300	402,000
8 5	253,900	351,000	402,900
8 6	255,100	351,400	403,900
8 7	256,300	351,800	405,000
8 8	257,400	352,300	406,100
8 9	258,500	352,800	406,800
9 0	260,000	353,300	407,900
9 1	261,500	353,600	408,900
9 2	263,000	354,100	409,900
9 3	264,300	354,600	410,800
9 4	266,000	355,100	411,800
9 5	267,500	355,600	412,800
9 6	269,200	356,100	413,700
9 7	270,900	356,600	414,700
9 8	272,600	357,200	415,000
9 9	274,500	357,800	415,300
1 0 0	276,400	358,300	415,600
1 0 1	277,800	358,700	415,900
1 0 2	279,600	359,100	416,100
1 0 3	281,400	359,500	416,300
1 0 4	283,000	359,900	416,500
1 0 5	284,600	360,300	416,700
1 0 6	286,000		
1 0 7	287,300		
1 0 8	288,700		
1 0 9	289,800		
1 1 0	290,700		
1 1 1	291,600		
1 1 2	292,800		
1 1 3	294,000		
1 1 4	294,900		
1 1 5	295,800		
1 1 6	296,800		
1 1 7	297,700		
1 1 8	298,300		
1 1 9	298,800		
1 2 0	299,500		
1 2 1	300,100		

	1 2 2	300,700		
	1 2 3	301,100		
	1 2 4	301,500		
	1 2 5	301,900		
	1 2 6	302,300		
	1 2 7	302,600		
	1 2 8	303,000		
	1 2 9	303,100		
再任用職員		215,200	240,300	271,800

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員（市長が別に定める技能職員を含む。）に適用する。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項ただし書の規定及び第3条の規定による改正後の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（次項において「改正後の公営企業管理者給与条例」という。）第3条ただし書の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

平成30年度松山市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度松山市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,545,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,307,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,671,000 千円	1,240,000 千円	64,911,000 千円
	1 市民税	28,588,000	640,000	29,228,000
	2 固定資産税	29,520,000	500,000	30,020,000
11 地方交付税	3 軽自動車税	1,032,000	100,000	1,132,000
		18,640,000	320,000	18,960,000
	1 地方交付税	18,640,000	320,000	18,960,000
13 分担金及び負担金		1,319,698	2,190	1,321,888
	1 分担金	96,714	2,190	98,904
15 国庫支出金		39,950,056	652,879	40,602,935
	1 国庫負担金	34,533,788	512,804	35,046,592
	2 国庫補助金	5,292,593	138,357	5,430,950
16 県支出金	3 委託金	123,675	1,718	125,393
		13,631,041	543,544	14,174,585
	1 県負担金	9,087,341	264,677	9,352,018
	2 県補助金	3,551,707	273,867	3,825,574
	3 委託金	991,993	5,000	996,993
21 諸収入		4,396,151	186	4,396,337

	4 雑入	1,830,058	186	1,830,244
22 市債		16,821,400	787,000	17,608,400
	1 市債	16,821,400	787,000	17,608,400
歳入	合計	186,761,602	3,545,799	190,307,401

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			14,209,290 千円	20,452 千円	14,229,742 千円
	2 徴税費		1,754,780	20,452	1,775,232
3 民生費			89,463,639	1,507,373	90,971,012
	1 社会福祉費		36,803,894	1,289,633	38,093,527
	3 生活保護費		23,257,418	217,740	23,475,158
4 衛生費			16,789,281	397,110	17,186,391
	2 保健所費		5,769,858	397,110	6,166,968
6 農林水産業費			2,795,584	465,120	3,260,704
	1 農業費		1,259,875	450,228	1,710,103
	2 農業土木費		909,348	10,300	919,648
	3 林業費		143,516	4,592	148,108
8 土木費			18,773,878	818,996	19,592,874
	2 道路橋梁費		2,620,778	9,410	2,630,188

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	3 河川費	1,257,378 千円	43,800 千円	1,301,178 千円
	5 都市計画費	10,072,230	765,786	10,838,016
13 災害復旧費	2 小学校費	11,537,450	101,372	11,638,822
	3 中学校費	1,723,219	64,840	1,788,059
歳出		956,594	36,532	993,126
		5,594,600	235,376	5,829,976
	2 土木施設災害復旧費	1,928,100	221,376	2,149,476
	3 教育施設災害復旧費	45,500	14,000	59,500
歳出	合計	186,761,602	3,545,799	190,307,401



第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山市職員健康診断等業務委託	平成30年度～平成31年度	24,900 千円
広報まつやま発行事業	平成30年度～平成31年度	100,000
電算システム運用補助等業務委託	平成30年度～平成35年度	184,200
データエントリ一年契約(平成31年度分)	平成30年度～平成32年度	42,900
文学賞運営業務委託	平成30年度～平成31年度	13,300
松山市民会館指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,025,300
松山市総合コミュニケーションセンター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	3,307,100

事 項	期 間	限 度 額
地域防災計画改訂業務委託	平成30年度～平成31年度	8,600
松山市男女共同参画推進センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	583,500
松山市軽費老人ホーム恵原荘指定管理委託	平成30年度～平成35年度	118,500
松山市老人福祉センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	262,000
松山市総合福祉センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,039,000
松山市身体障害者福祉センター等指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,887,500
障がい者相談支援業務委託	平成30年度～平成33年度	204,000
松山市中央児童センター等指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,634,600

千円

事 項	期 間	限 度 額
狂 犬 病 予 防 業 務 委 託	平成30年度～平成31年度	3,100
松山市安居島水道指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,500
自然環境学習・啓発推進業務委託	平成30年度～平成32年度	16,100
予防接種ワクチン供給業務委託	平成30年度～平成31年度	548,000
大 西 谷 埋 立 セ ン タ ー 一 水 処 理 施 設 設 託 運 転 管 理 及 び 埋 立 等 業 務 委 託	平成30年度～平成33年度	66,800
一 般 土 地 改 良 事 業 ) ( 中 野 良 町	平成30年度～平成31年度	9,000
一 般 土 地 改 良 事 業 ) ( 北 条 辻	平成30年度～平成31年度	9,000
松山市道の駅指定管理委託	平成30年度～平成35年度	16,000

千円

事 項	期 間	限 度 額
クルーズ船受入等業務委託	平成30年度～平成31年度	22,000
三津の渡し運航業務委託	平成30年度～平成33年度	49,400
生活道路鹿峰整苞木業 ( 市道)	平成30年度～平成31年度	6,000
下水排水路等整備事 ( 吉藤5丁目)	平成30年度～平成31年度	6,000
下水排水路等整備事 ( 中島大浦)	平成30年度～平成31年度	6,000
松山市庚申庵史跡庭園指定管理委託	平成30年度～平成35年度	45,900
松山市立埋蔵文化財センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	980,300
松山市青少年センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	340,600

千円

事 項	期 間	限 度 額
松山市野外活動センター指定管理委託	平成30年度～平成35年度	1,055,800 千円
北条スポーツセンター及び 北条体育館指定管理委託	平成30年度～平成35年度	526,000
別府第一市民運動広場等指定管理委託	平成30年度～平成35年度	148,400
松山中央公園指定管理委託	平成30年度～平成35年度	3,043,400

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共 団金融機構その他	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据置 5年以内)	千円			
	110,000	2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。		2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利償に借換えす ることができる。		補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
		3 借入時期 平成30年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。		3 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることできる。			補正前 と同じ	補正前 と同じ
道路建設等事業	400,000	同上	同上	同上	410,000	同上	同上	同上
河川等改修事業	60,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,370,000	同上	同上	同上	1,870,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	80,000	同上	同上	同上	140,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧事業	1,190,000	同上	同上	同上	1,400,000	同上	同上	同上
教育施設災害復旧事業	60,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上

議案第94号

平成30年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成30年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,781,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		5,186,961 千円	473,808 千円	5,660,769 千円
	1 一般会計繰入金	5,186,961	473,808	5,660,769
8 繰越金		0	786,203	786,203
	1 繰越金	0	786,203	786,203
歳入	合計	52,521,853	1,260,011	53,781,864

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		12,068,984 千円	542,154 千円	12,611,138 千円
	1 国民健康保険事業費納付金	12,068,984	542,154	12,611,138
7 諸支出金		152,370	717,857	870,227
	1 償還金及び還付加算金	152,370	717,857	870,227
歳出	合計	52,521,853	1,260,011	53,781,864



議案第95号

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,869,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		0 千円	338,817 千円	338,817 千円
	1 繰越金	0	338,817	338,817
歳入	合計	48,530,700	338,817	48,869,517

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		15,130 千円	338,817 千円	353,947 千円
	1 償還金及び還付加算金	15,130	338,817	353,947
歳出	合計	48,530,700	338,817	48,869,517

議案第96号

平成30年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鹿島渡船運航業務委託	平成30年度～平成33年度	41,300 千円

議案第97号

平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成30年度松山市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができ、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額	千 円
中央処理区管渠整備事業(畑寺1丁目)	平成30年度～平成31年度	7,000	
西部処理区管渠整備事業(北斎院町)	平成30年度～平成31年度	7,000	
北部処理区管渠整備事業(堀江町)	平成30年度～平成31年度	13,000	

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市下水道事業受益者負担に関する条例及び松山市下水道条例の一部改正について

松山市下水道事業受益者負担に関する条例及び松山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 記

松山市下水道事業受益者負担に関する条例及び松山市下水道条例の一部を改正する条例

(松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 松山市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「年度当初に」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、上野処理区における受益者が負担する負担金の額は、公共ます1個当たりとし、次の表のとおりとする。

区分	負担金の額
10人槽まで	公共ます1個につき180,000円
11人槽以上	180,000円に10人槽を超える1人槽ごとに3,500円を加算した額
備考	
1 この表の区分の欄に掲げる区分は、日本工業規格A3302(2000)の定めるところによる。ただし、既設浄化槽がある場合は、当該設置人槽とする。	
2 同一敷地内で公共ますを共有する場合は、共有する建物ごとに算定した人槽を合算する。	

第8条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同項第2号中「国または」を削り、同項第3号中「または」を「又は」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 上野処理区において、次のいずれかに該当する受益者

- ア 市が行う公共ます設置照会時に公共ますの設置を承諾した受益者
- イ 供用開始の日から3月を経過する日までに排水設備工事を完了した受益者
- ウ 第6条第4項の一括納付の申出をした受益者

第2条 松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表備考第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(松山市下水道条例の一部改正)

第3条 松山市下水道条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、上野処理区における1月の使用料の額は、別表第4に定める基本使用料及び汚水排出量に応じ同表により算定した従量使用料の合計額とする。

第29条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、上野処理区の一般家庭において水道水以外の水を排除した場合は、1月当たり、使用者の人数に8立方メートルを乗じて得た水量とする。

別表に次の1表を加える。

別表第4(第28条関係)

汚水の種類	基本使用料(月額)	従量使用料(月額)	
		汚水排出量	1立方メートルにつき
一般汚水	1,000円(5立方メートルまでの分)	5立方メートルを超える分	200円

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第3条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年7月1日

(提案理由)

上野処理区での公共下水道の受益者負担金及び使用料を徴収するため、本案を提出する。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の用途」を削る。

第9条第1項に次の2号を加える。

(3) 第5条第1項若しくは第2項、第6条、第7条第1項、第8条本文、第9条又は第10条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(4) 建築物を建築した後に当該敷地を減少したことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

第9条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

第9条を第15条とし、第5条から第8条までを6条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の6条を加える。

（建築物の容積率の最高限度及び最低限度）

第5条 別表第3（い）欄に掲げる区域内の建築物の容積率は、同表（ろ）の最高限度の欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 別表第3（い）欄に掲げる区域内の建築物の容積率は、同表（ろ）の最低限度の欄に

掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 別表第4(い)欄に掲げる区域内の建築物の建蔽率は、同表(ろ)欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 別表第5(い)欄に掲げる区域内の建築物の敷地面積は、同表(ろ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項及び別表第5の規定(以下この項及び次項において「敷地面積最低限度規定」という。)の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積最低限度規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積最低限度規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、敷地面積最低限度規定は、適用しない。ただし、敷地面積最低限度規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積最低限度規定に適合することとなるに至った土地については、この限りでない。

3 前項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積最低限度規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地面積最低限度規定に適合しないこととなる土地について準用する。

(壁面の位置の制限)

第8条 別表第6(い)欄に掲げる区域内の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、同表(ろ)欄に掲げる制限に反してはならない。ただし、同表(は)欄に掲げるものについては、この限りでない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 別表第7(い)欄に掲げる区域内の建築物の高さは、同表(ろ)欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建築面積の最低限度)

第10条 別表第8(い)欄に掲げる区域内の建築物の建築面積は、同表(ろ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

別表第1中「東垣生地区計画」を「東垣生地区地区計画」に改め、同表に次のように加える。

湊町三丁目C街区地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された湊町三丁目C街区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------	--

別表第2に次のように加える。

湊町三丁目C街区地区地区整備計画区域	商業地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市道東西41号線に面する地上1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの</li> <li>(2) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの</li> </ul>
--------------------	------	---

別表に次の6表を加える。

別表第3（第5条関係）

(い)	(ろ)	
区域の名称	建築物の容積率	
	最高限度	最低限度
湊町三丁目C街区地区地区整備計画区域	10分の50	10分の16。ただし、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。 (1) 倉庫その他これに類するもの (2) 自動車車庫その他これに類するもの (3) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

別表第4（第6条関係）

(い)	(ろ)
区域の名称	建築物の建蔽率の最高限度

湊町三丁目C街区 地区地区整備計画 区域	10分の8。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を、同条第5項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。
----------------------------	---

別表第5（第7条関係）

(い)	(ろ)
区域の名称	建築物の敷地面積の最低限度
湊町三丁目C街区 地区地区整備計画 区域	200平方メートル

別表第6（第8条関係）

(い)	(ろ)	(は)
区域の名称	壁面線の位置の制限	適用除外
湊町三丁目C街区 地区地区整備計画 区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次の各号に掲げる道路の区分に応じ当該各号に定める値以上としなければならない。</p> <p>(1) 市道南北31号線 0.5メートル</p> <p>(2) 市道裁判所前南柳井町線 0.25メートル</p>	<p>公共用歩廊、渡り廊下、ひさし、バルコニー及び出窓（建築物の外壁より外部に突き出して設ける窓をいう。）</p>

別表第7（第9条関係）

(い)	(ろ)
区域の名称	建築物の高さの最高限度
湊町三丁目C街区 地区地区整備計画 区域	100メートル

別表第8（第10条関係）

(い)	(ろ)
区域の名称	建築物の建築面積の最低限度

湊町三丁目C街区 地区地区整備計画 区域	160平方メートル
----------------------------	-----------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(松山市手数料条例の一部改正)

- 2 松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第172号の2中「第7条第1項」を「第13条第1項」に改める。

(提案理由)

湊町三丁目C街区地区内の建築物の用途の制限、容積率、建蔽率等を定めるため、本案を提出する。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市民会館に係る指定管理者の指定について

松山市民会館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市民会館	松山市堀之内

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地  
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田 元広
3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市民会館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市総合コミュニティセンター	松山市湊町七丁目5番地

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市総合コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 松山中央公園に係る指定管理者の指定について

松山中央公園に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)松山中央公園野球場	松山市市坪西町625番地1
(2)松山中央公園サブ野球場	松山市市坪西町625番地1
(3)松山中央公園屋内運動場	松山市市坪西町625番地1
(4)松山中央公園運動広場	松山市市坪西町625番地1
(5)松山中央公園テニスコート	松山市市坪西町625番地1
(6)松山中央公園プール	松山市市坪西町625番地1
(7)共用部分(園路, 駐車場等)	松山市市坪西町625番地1

## 2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

## 3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## (提案理由)

松山中央公園に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

## (公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について

松山市野外活動センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市野外活動センター	松山市菅沢町乙280番地

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市野外活動センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について

別府第一市民運動広場等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)別府第一市民運動広場	松山市別府町621番地3
(2)別府第二市民運動広場	松山市別府町621番地33
(3)拓川市民運動広場	松山市拓川町453番地1
(4)空港東第四公園テニスコート	松山市東垣生町866番地1
(5)湯月公園テニスコート	松山市道後姫塚140番地1
(6)重信川緑地(井門町)	重信川緑地(松山市井門地先)

## 2. 指定管理者の名称 松山市南江戸五丁目4番2号

奥アンツーカ株式会社 四国営業所

所長 三好 一弘

## 3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## (提案理由)

別府第一市民運動広場等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について  
北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)北条スポーツセンター	松山市大浦86番地1
(2)北条体育館	松山市北条辻1170番地6

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地  
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団  
理事長 本田 元広

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市姫ヶ浜荘	松山市長師68番地

2. 指定管理者の名称 松山市長師1241番地  
特定非営利活動法人 ふれ愛ランド中島  
代表理事 中島 和也

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで

(提案理由)

松山市姫ヶ浜荘に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)松山市立埋蔵文化財センター考古館	松山市南斎院町乙67番地6
(2)松山市立埋蔵文化財センター文化財情報館	松山市南斎院町乙67番地6

2. 指定管理者の名称 松山市湊町七丁目5番地

公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団

理事長 本田 元広

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市立埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について

松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
庚申庵史跡庭園	松山市味酒町二丁目6番地7

2. 指定管理者の名称 松山市道後北代3番3号  
特定非営利活動法人 GCM庚申庵倶楽部  
理事長 松井 忍

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市庚申庵史跡庭園に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について

松山市青少年センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市青少年センター	松山市築山町12番33号

2. 指定管理者の名称 松山市築山町12番33号

松山市青少年育成市民会議

会長 山本 素直

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市青少年センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について

松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市男女共同参画推進センター	松山市三番町六丁目4番地20

2. 指定管理者の名称 松山市三番町六丁目4番地20

公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団

理事長 桐木 陽子

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市男女共同参画推進センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

松山市総合福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市総合福祉センター	松山市若草町 8 番地 2

2. 指定管理者の名称 松山市若草町 8 番地 2  
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会  
会長 村上 博

3. 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

松山市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

松山市老人福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)松山市老人福祉センター	松山市若草町8番地2
(2)松山市鷹子老人福祉センター	松山市鷹子町740番地
(3)松山市中村老人福祉センター	松山市中村三丁目2番34号

## 2. 指定管理者の名称 松山市若草町8番地2

松山市高齢クラブ連合会

会長 今村 旭

## 3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## (提案理由)

松山市老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市軽費老人ホーム恵原荘に係る指定管理者の指定について

松山市軽費老人ホーム恵原荘に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市軽費老人ホーム恵原荘	松山市恵原町甲 8 8 7 番地 1

2. 指定管理者の名称 松山市若草町 8 番地 3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

理事長 野志 克仁

3. 指定の期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

松山市軽費老人ホーム恵原荘に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)松山市身体障害者福祉センター	松山市若草町 8 番地 2
(2)松山市湯山福祉センター知的障害者福祉センター	松山市末町乙 5 0 番地 6
(3)松山市久枝身体障害者福祉センター	松山市西長戸町 6 3 8 番地 1
(4)松山市児童発達支援センターひまわり園	松山市水尾町 3 6 8 番地 1
(5)松山市畑寺福祉センター	松山市畑寺四丁目 8 番 5 号

2. 指定管理者の名称 松山市若草町 8 番地 3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

理事長 野志 克仁

3. 指定の期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

松山市身体障害者福祉センター等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について

松山市中央児童センター等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市中央児童センター	松山市若草町 8 番地 3
(2) 松山市ハーモニープラザ	松山市若草町 8 番地 3
(3) 松山市南部児童センター	松山市古川北三丁目 8 番 20 号
(4) 松山市北条児童センター	松山市河野別府 9 3 7 番地
(5) 松山市新玉児童館	松山市三番町六丁目 4 番地 20
(6) 松山市味生児童館	松山市別府町 1 7 7 番地 1
(7) 松山市久米児童館	松山市鷹子町 4 番地 4
(8) 松山市久枝児童館	松山市西長戸町 6 3 8 番地 1
(9) 松山市畑寺児童館	松山市畑寺四丁目 8 番 5 号

## 2. 指定管理者の名称 松山市若草町 8 番地 3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

理事長 野志 克仁

## 3. 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

## (提案理由)

松山市中央児童センター等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法 (抄)

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該

普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について

松山市安居島水道に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
安居島水道	松山市安居島

2. 指定管理者の名称 松山市安居島甲268番地

安居島水道管理組合

組合長 佐伯 遵也

3. 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(提案理由)

松山市安居島水道に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。





平成 30 年 12 月 13 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道の駅に係る指定管理者の指定について

松山市道の駅に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
風早の郷 風和里	松山市大浦 1 1 9 番地

2. 指定管理者の名称 松山市大浦 1 1 9 番地  
風早の郷ふわり協同組合  
理事長 亀井 政次

3. 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

松山市道の駅に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(中央公園マドンナスタジアムグラウンド改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 中央公園マドンナスタジアムグラウンド改修工事
2. 施工場所 松山市市坪西町625番地1
3. 内 容 人工芝張替 8,959㎡  
クレイ舗装 3,565㎡  
アンツーカ舗装 929㎡
4. 請 負 人 福岡県福岡市博多区板付六丁目3番24号  
奥アンツーカ株式会社 西日本支店  
支店長 高橋 裕樹
5. 請負金額 2億4,844万8,137円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(重要文化財道後温泉本館神の湯本館ほか3棟保存修理その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 重要文化財道後温泉本館神の湯本館ほか3棟保存修理その他工事
2. 施工場所 松山市道後湯之町5番6号
3. 内 容 神の湯本館ほか3棟保存修理工事 1式  
又新殿・霊の湯棟 屋根面積415.69㎡ 延床面積381.89㎡  
附・御成門 軒面積14.8㎡  
南棟 屋根面積460.90㎡ 延床面積436.17㎡  
神の湯本館棟 屋根面積446.01㎡ 延床面積593.42㎡  
玄関, 附・事務所棟 屋根面積136.31㎡, 135.06㎡ 延床面積66.35㎡, 95.25㎡  
附・石柵 延長23.90m  
素屋根工事 1式  
仮設工事 1式  
ピット工事 1式  
便所棟新築工事 1式 延床面積35.32㎡  
仮設間仕切り工事 1式  
各室改修工事 1式  
電気設備工事 1式  
給排水設備工事 1式
4. 請 負 人 松山市吉藤三丁目2番1号  
門屋組・成武建設・富士造型特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社門屋組 代表取締役 門屋 光彦
5. 請負金額 20億7,144万円

## 6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成30年12月13日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 高浜 122号線	新浜町	新浜町	
2	市道 道後 197号線	石手白石	石手白石	

## (提案理由)

図面番号第1号は一般交通の用に供されている道路で愛媛県住宅供給公社からの申請に基づき、第2号は一般交通の用に供されている道路で土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

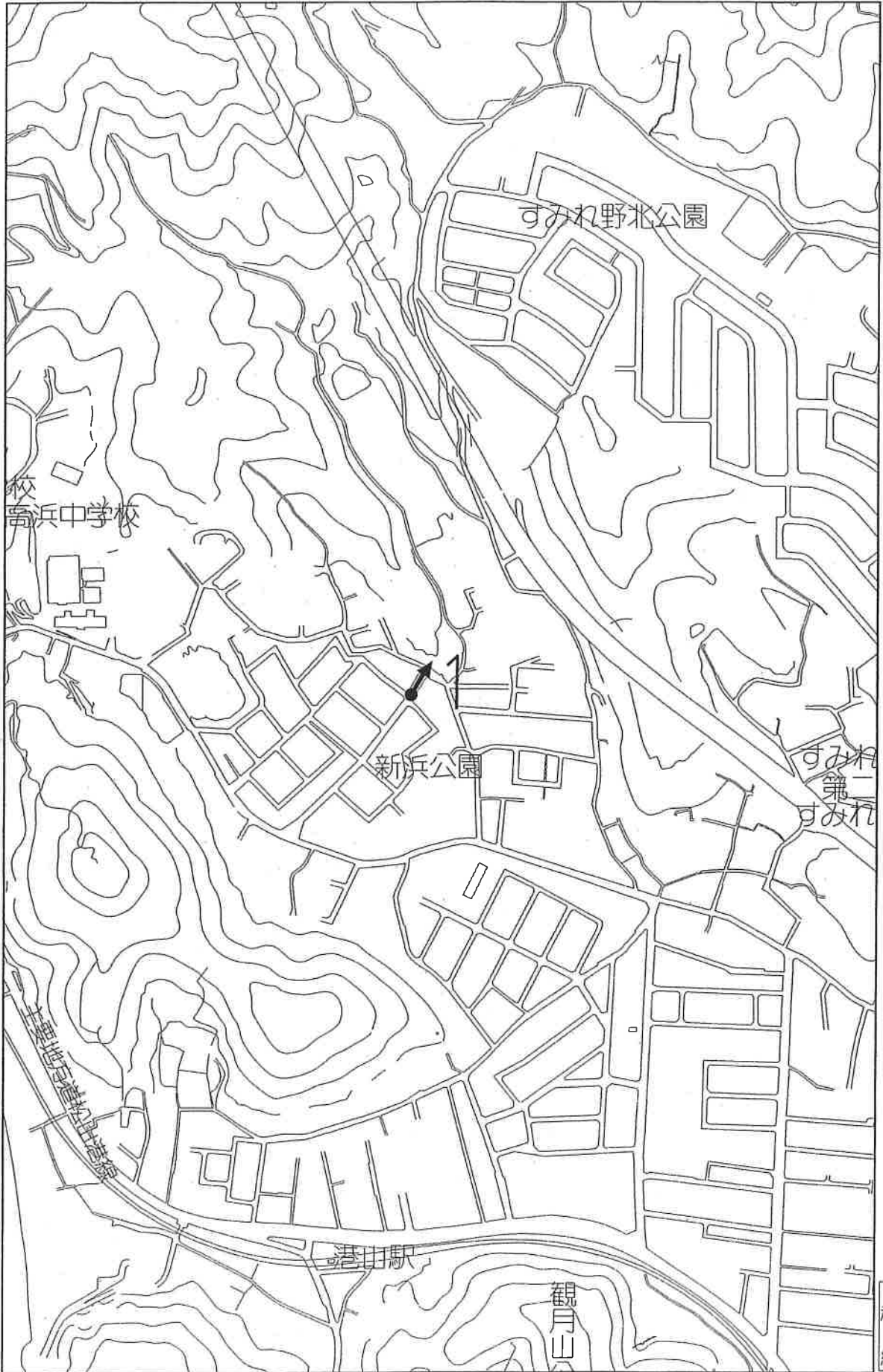
## (参 照)

## 道路法(抄)

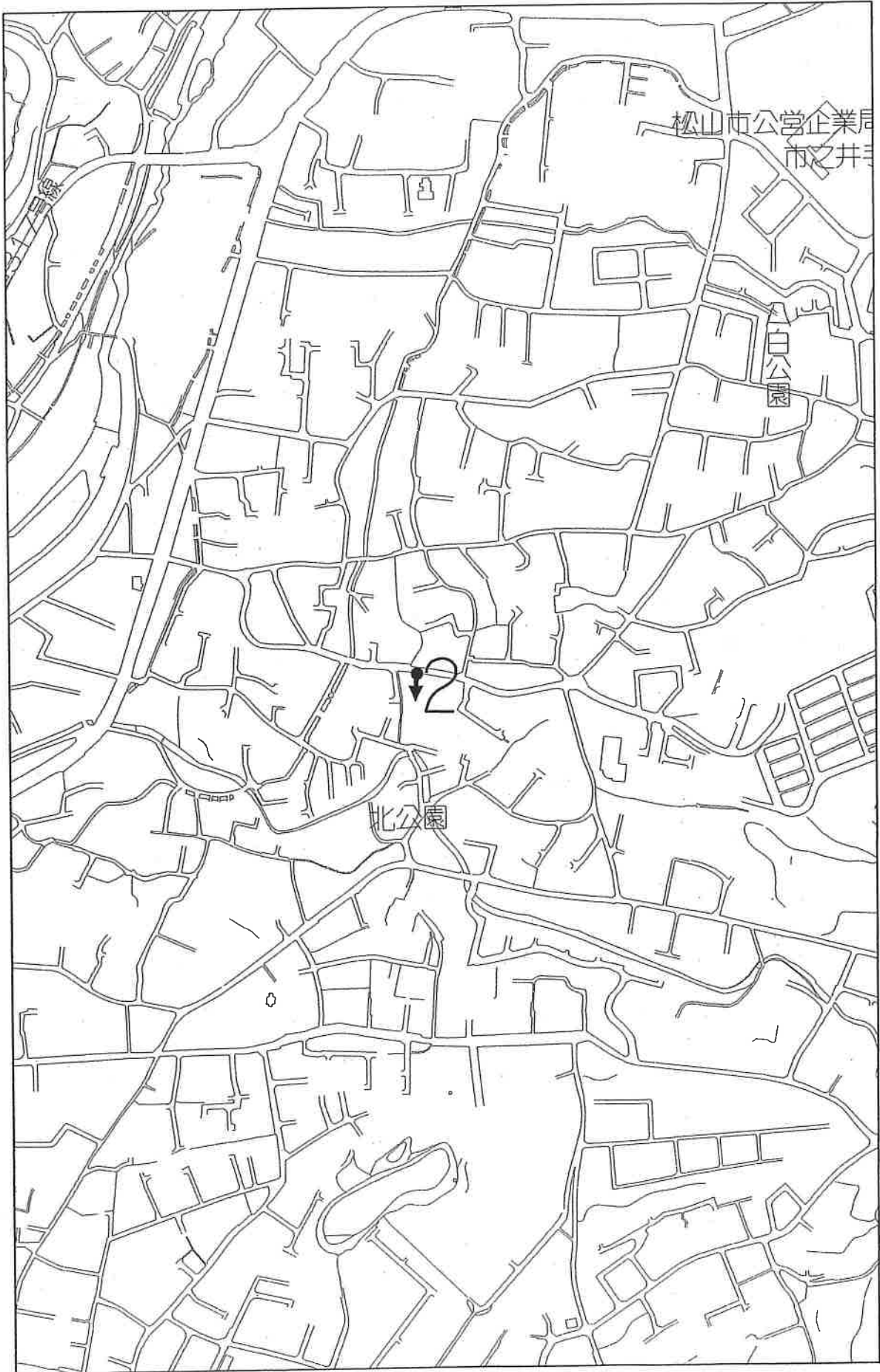
## (市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。







図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 高浜 1 2 2 号線	松山市新浜町 1135番3地先	松山市新浜町 1135番3地先	9.7 ～ 10.9	24.3
2	市 道 道後 1 9 7 号線	松山市石手白石 甲10番1地先	松山市石手白石 甲10番5地先	4.3 ～ 8.7	16.1